

(定款第8条に定める 評議員会において別に定める報酬等の支給の基準)

社会福祉法人三鷹ひまわり会評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三鷹ひまわり会定款第8条の規定に基づき、評議員の報酬等について定めるものとする。

(報酬の種類及び額)

第2条 評議員の報酬の額は、定款に基づいて招集、開催される評議員会に出席のほか、職務に必要な業務の任に当たる場合に、以下のとおり支給する。

- (1) 1日当たり、10,000円(源泉徴収後の支給額)とする。
- (2) 書面出席の場合には5,000円(源泉徴収後の支給額)とする。
- (3) 賞与、退職手当、通勤手当については、これを支給しない。

(費用弁償)

第3条 評議員が評議員会への出席のため旅行を行った場合は、出張旅費規程に基づいてその費用を弁償する。

(支給方法)

第4条 評議員に対する報酬は、評議員会に出席した都度、現金支払い又は銀行振込みの方法により支給する。

(規程の改廃)

第5条 本規程の改定、廃止には評議員会の議決を要する。

附 則

この規程は、令和4年6月22日開催の定時評議員会の議決の後、施行する。

(定款第21条に定める 評議員会において別に定める役員報酬等の支給の基準)

社会福祉法人三鷹ひまわり会理事報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三鷹ひまわり会（以下「当法人」という）定款第21条の規定に基づき、役員のうち理事の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 理事とは、定款第17条に定める理事のことで、常勤理事と非常勤理事に区分する。

(常勤理事の総額)

第3条 役員のうち、常勤理事に対する報酬の総額は、各年度の総額が2,000,000円を超えない範囲とする。

(非常勤理事の総額)

第4条 役員のうち、非常勤理事に対する報酬の総額は、各年度の総額が1,000,000円を超えない範囲とする。

(職員である者の特例)

第5条 理事で、かつ当法人の常勤職員である者に対しては、役員としての報酬は支給しない。

(報酬の種類及び額)

第6条

非常勤理事の報酬の額は、定款に基づいて招集、開催される理事会に出席のほか、職務に必要な業務の任に当たる場合に、以下のとおり支給する。

- (1) 1日当たり、10,000円（源泉徴収後の支給額）とする。
- (2) 書面出席の場合には5,000円（源泉徴収後の支給額）とする。
- (3) 賞与、退職手当、通勤手当については、これを支給しない。

(費用弁償)

第7条 非常勤理事が理事会やその他の必要な会議への出席、入札の立会等のため旅行を行った場合は、出張旅費規定に基づいてその費用を弁償する。

(支給方法)

第8条 理事に対する報酬は、理事会に出席した都度、現金支払い又は銀行振込みの方法により支給する。

(規程の改廃)

第9条 本規程の改定、廃止には評議員会の議決を要する。

附 則

この規程は、令和4年6月22日開催の定時評議員会の議決の後、施行する。ただし、令和4年4月1日以降へ遡及しての適用を妨げないものとする。

(定款第21条に定める 評議員会において別に定める役員報酬等の支給の基準)

社会福祉法人三鷹ひまわり会監事報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三鷹ひまわり会（以下「当法人」という）定款第21条の規定に基づき、役員のうち監事の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 監事とは、定款第18条に定める役員のこと、法令に定めるところにより理事の職務の執行を監査し監査報告を作成する任に当たる者をいう。

(監事に対する報酬の総額)

第3条 監事に対する報酬の総額は、各年度の総額が500,000円を超えない範囲とする。

(報酬の種類及び額)

第4条 監事の報酬の額は、定款に基づいて招集、開催される評議員会や理事会に出席のほか、必要な業務の任に当たる場合に、以下のとおり支給する。

(1) 1日当たり、10,000円（源泉徴収後の支給額）とする。

(2) 書面出席の場合には5,000円（源泉徴収後の支給額）とする。

(3) 賞与、退職手当、通勤手当については、これを支給しない。

(費用弁償)

第5条 監事が理事会やその他の必要な会議への出席、入札の立会等のため旅行を行った場合は、出張旅費規定に基づいてその費用を弁償する。

(支給方法)

第6条 監事に対する報酬は、必要な業務の任に当たった場合に、概ね1ヶ月分を集計後該当月の月末までに、現金支払い又は銀行振込みの方法により支給する。

(規程の改廃)

第7条 本規程の改定、廃止には評議員会の議決を要する。

附 則

この規程は、令和4年6月22日開催の定時評議員会の議決の後、施行する。ただし、令和4年4月1日以降へ遡及しての適用を妨げないものとする。